省　　令

○財務省令第九十五号

財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）を実施するため、財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十二日　　財務大臣　安住　淳

財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令

財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和四十九年大蔵省令第四十二号）別紙第十一号の二書式仕表を次のように改める。

付表

事業毎の金利選択一覧

事業名	借入金の金利方式の選択		
	固定金利方式	利率見直し方式	
		5年毎	10年毎
Ⅰ　一般会計債			
1　公共事業等			
2　公営住宅建設事業			
3　災害復旧事業			
4　緊急防災・減災事業			
5　学校教育施設等整備事業			
6　一般廃棄物処理事業			
7　一般補助施設整備等事業			
（うち、特別転貸債（下段に転貸先を記入し選択））			
8　辺地対策事業			
9　過疎対策事業			
Ⅱ　公営企業債			
1　水道事業（上水道事業）			
2　水道事業（簡易水道事業）			
3　交通事業（都市高速鉄道事業）			
4　交通事業（一般交通事業）			
5　港湾整備事業			
6　病院事業			
7　下水道事業			
Ⅲ　臨時財政対策債			
Ⅳ　再生振替特例債			

備考

1　金利方式の選択に当たっては、借入れを予定していない場合であっても、全事業について選択すること。ただし、都道府県における辺地対策事業のように、明らかに実施しない事業については、金利選択欄に「該当なし」と記入すること。

2　「借入金の金利方式の選択」欄中、「固定金利方式」及び「利率見直し方式」は、次の金利方式をいう。

①　固定金利方式　貸付けの約定期間中、貸付金利が一定である貸付け（別紙第18号書式（甲）が用いられる貸付け）に係る金利方式

②　利率見直し方式　貸付けの約定期間中、貸付金利を見直すことが予定されている貸付け（別紙第18号書式（乙）が用いられる貸付け）に係る金利方式

3　「借入金の金利方式の選択」欄は、地方公共団体が希望する金利方式に○印を記入すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百五十一号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則を次のように定める。

平成二十三年十二月二十二日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　線量の限度及び測定（第三条―第六条）
第三章　除染等業務の実施に関する措置（第七条―第十一条）
第四章　汚染の防止（第十二条―第十八条）
第五章　特別の教育（第十九条）
第六章　健康診断（第二十条―第二十五条）
第七章　雑則（第二十六条―第二十九条）
附則

第一章　総則

（事故由来放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る放射線障害防止の基本原則）

第一条　事業者は、除染等業務従事者その他の労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするように努めなければならない。

（定義）

第二条　この省令で「事業者」とは、除染等業務を行う事業の事業者をいう。

2　この省令で「除染等業務従事者」とは、除染等業務に従事する労働者をいう。

3　この省令で「電離放射線」とは、電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号。以下「電離則」という。）第二条第一項の電離放射線をいう。